

市で収集しないごみ



瑞穂市では以下のごみは収集しませんのでご注意ください。

また、これ以外にも「収集できないごみ」がありますので、不明な点は環境課までお問い合わせください。

(例：自動車部品、農薬、ガソリン、灯油など)



分別していない
ごみ



消火器



医療系の廃棄物



プロパンガス
ボンベ



農機具



オートバイ



自動車



バッテリー



オイルの
残っている缶

- ・ごみは正しく分別して出してください。
- ・消火器についてはエコサイクルセンターへお問い合わせください。
フリーダイヤル 0120-822-306 受付時間 10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00
(土・日曜、祝日、指定定休日を除く) ホームページ <http://www.ferecycle.jp>
- ・オートバイについては二輪車リサイクルコールセンターへお問い合わせください。
電話番号 050-3000-0727 受付時間 9:30 ~ 17:00(土・日曜、祝日、年末年始等を除く)
- ・自動車については、自動車リサイクルシステムコンタクトセンターへお問い合わせください。
コンタクトセンター 050-3786-7755 受付時間 9:00 ~ 18:00(土・日曜、祝日、年末年始等を除く)
オートバイ・自動車共に公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
ホームページ <http://www.jarc.or.jp/>
- ・その他市で収集しないごみは取扱業者等にお問い合わせください。
- ・引越などにより一時的に発生する多量の粗大ごみは市の許可業者に依頼してください(有料)

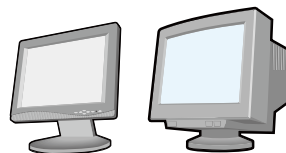
家庭用パソコン



パソコン本体



ノートパソコン



ディスプレイ

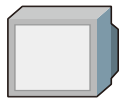
パソコンについては、パソコンメーカーが回収し、資源として活用されます。各メーカーの連絡先、回収方法、回収・再資源化料金等の詳細は、(一社)パソコン3R推進協会のホームページをご確認ください。

ホームページ <https://www.pc3r.jp>

また、瑞穂市の連携・協力事業者であるリネットジャパン(株)に依頼すれば、宅配便による無料回収ができます。回収品目にパソコン本体が含まれており、箱の縦横高さの合計が 140 cm以内、重量が 20 kg以内であれば、小型家電を入れても1箱無料で回収できます。

詳細についてはP30 をご覧下さい。

家電リサイクル品目



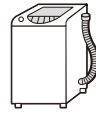
テレビ



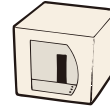
液晶及び
プラズマテレビ



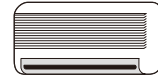
冷蔵庫・
冷凍庫



洗濯機



衣類乾燥機



エアコン

家電リサイクル品目については家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられています。市では収集していませんので以下の方法により処分してください。(リサイクル料金、収集運搬料金が必要です)

【買い替えの場合】

新しい製品を購入する販売店に不用品の処分を依頼してください。

【処分のみの場合】

処分したい製品を購入した店舗に処分を依頼してください。

【上記の方法で処分できない場合】

次のいずれかの方法で処分してください

- ・お近くの家電量販店に相談、依頼
- ・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの処分につき、リネットジャパンへ依頼(詳しくは P31 を参照)
- ・市指定の収集運搬許可業者に依頼
- ・ご自身で中央エコセンターへ持ち込み(詳しくは P29 をご覧ください)
- ・ご自身で指定取引場所へ持ち込み(収集運搬料金は不要)

郵便局でリサイクル料金を支払い、リサイクル券を添えて処分する製品を指定取引場所へ直接持ち込んでください。リサイクル料金はメーカー、型式、サイズなどによって異なりますのであらかじめ確認してください。(リサイクル料金に収集運搬料金は含まれません)

最寄りの指定取引場所：(株)齊藤商店(揖斐郡大野町大字加納字六反田西 1330-10 TEL0585-34-3855)

西濃運輸(株)六条倉庫(岐阜市六条大溝 1-10 TEL058-272-0155)

※詳細については(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センターへお問い合わせください。

コールセンター 0120-319-640 受付時間 9:00 ~ 18:00(日曜、祝日、年末年始等を除く)

ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp/>

事業系ごみ

一般家庭から出されるごみと区別して、事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)のことを事業系ごみといいます。商店、飲食店、会社、工場、事務所など事業活動から出されるすべてのごみは事業系ごみです。

廃棄物処理法では、事業者は事業系ごみを自らの責任で処理しなければならないと定められています。適正に処理がなされない場合、法により罰せられる場合があります。

地域のごみステーションには出せません

事業系ごみは、地域のごみステーションに出すことはできません。排出者の責任において処理する必要があります。

どうすればいいの?

- ・事業系ごみのうち一般廃棄物については、次のいずれかの方法により処理施設へ搬入してください。
 - ①処理施設(西濃環境保全センター)へ自分で直接搬入する。(有料)
 - ※搬入許可書が必要ですので事前に市役所環境課へご連絡ください。
 - ②瑞穂市の許可を受けた収集運搬業者に依頼する。(有料)
- ・産業廃棄物については、岐阜県の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業者許可情報をご覧ください。(岐阜県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3670.html>)

瑞穂市一般廃棄物収集運搬許可業者

(穂積地域)	・中央清掃(株)	Tel058-327-1144
	・(株)野々村商店	Tel058-327-4030
(巣南地域)	・(有)揖斐・本巣クリーナー	Tel058-323-0707
(瑞穂市全域)	・東海環境サービスセンター	Tel0584-62-6662